

# 礼文町国民保護計画変更概要（令和4年9月）

## 1 礼文町国民保護計画について

礼文町国民保護計画は武力攻撃や大規模なテロなどが発生した場合に、町が、国・道・他の関係機関等と連携して、迅速・的確に町民の皆さまの避難や救援などを行うことができるように定めておくものであり、平成16年9月の国民保護法の施行に伴い、平成19年3月に策定しました。

## 2 礼文国民保護計画の変更概要

国の策定する「国民の保護に関する基本指針」及び「北海道国民保護計画」の変更等を踏まえ、礼文町国民保護計画の変更を行うものです。変更にあたっては、礼文町国民保護協議会（本会及び書面会議の計2回）により承認を得た後、国民保護法第35条第5項に基づき知事協議を終え、令和4年9月礼文町議会第3回定例会において報告しました。

## 3 主な変更内容

### (1) 北海道国民保護計画の変更事項を反映 **変更**

- ・ 「平素からの備え」において、「情報収集・提供等の体制整備」では、データ通信等を活用した迅速な情報提供システムの構築（充実）をすること、及び公共ネットワークの情報通信手段を的確に運用・管理・整備することを規定。
- ・ 「平素からの備え」において、「研修及び訓練」では、道警察、自衛隊等との連携によるNBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いた訓練等、実践的なものとするを規定。
- ・ 「平素からの備え」において、「避難に関する基本的事項」では、災害対策基本法第49条の10において作成が義務づけられている「避難行動要支援者名簿」を活用することを規定。
- ・ 「武力攻撃事態等への対処」において、「避難住民の誘導」では、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要があることを規定。
- ・ 「武力攻撃事態等への対処」において、「NBC攻撃による災害への対処等」では、避難住民等（輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射線物質による汚染の拡大を防止するため、住民等へ向け、避難退域時検査の場所、災害の概要等、避難に必要な情報提供に努めることを規定。

### (2) その他

- ・ 町組織改編に伴う変更並びに表記の修正
- ・ 統計資料の時点修正等に伴う数値の変更
- ・ 資料編の追記
- ・ その他、字句の整理・修正等